

呉市教育委員会会議録
(令和2年4月24日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和2年4月24日定例会

- 1 開催日時 令和2年4月24日(金) 15:30開会
16:08閉会
- 2 開催場所 754会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 船尾慎
委員 佐々木元
委員 小谷眞喜子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 坂田恭一
教育部副部長 山本正美
教育部副部長 高橋伸治
教育部参事補兼教育総務課長 安倍広志
学校施設課長 森川英司
学校教育課長 安部ほづみ
学校安全課長 栩田隆志
呉高等学校事務長 岩田茂宏
文化振興課長 多田博
教育総務課主幹 新谷剛弘
教育総務課課長補佐 上野美帆
- 5 傍聴者 2人
- 6 日程
(1) 会期決定について
(2) 前回会議の報告
(3) 教議第19号 呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
(4) 報告第10号 新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について
(5) 報告第11号 寄附受納について
(6) 報告第12号 令和4年度以降の成人式の開催について

(15:30)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、船尾委員・佐々木委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

上野課長補佐 (令和2年4月14日臨時会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第6については、各関係機関との調整事項を含む案件のため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

教議第19号 呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

教 育 長 それでは、日程第3の教議第19号「呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安 部 課 長 それでは、教議第19号「呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」の説明をいたします。

資料2のページを御覧ください。議案資料を基に御説明いたします。

まず始めに、教科用図書の採択については、分かりにくいことも多いと思いますので、教科用図書採択の手順等について簡単に説明させていただきます。

4の参考を御覧ください。

呉市で使用する教科用図書は、教育長と4名の教育委員で構成する呉市教育委員会会議で決定します。決定までの流れが①から⑥になります。

①にありますように、教育長が教科用図書の選定について、選定委員会に依頼します。

選定委員会では、教科用図書について調査・研究するための観点等を決め、②にありますように、その観点に基づいた調査・研究を調査・研究委員会に依頼します。

調査・研究委員会は、調査・研究を行い、作成した調査・研究報告書を③にありますように、選定委員会に報告します。

選定委員会では、報告された調査・研究内容を基に、すべての教科用図書について審議し、その結果としての総合所見を作成し、④にありますように、教育長に報告します。

教育長は、選定委員会から報告を受けた後、⑤にありますように、教育委員会会議に付議します。

最後に、⑥にありますように、教育委員会会議において、選定委員会の報告を基に、教科用図書について審議し、採択の決定をいたします。

選定委員会の構成は、計16名となります。

調査・研究委員会は、16種目の調査・研究委員会で構成されております。各種目、7名以内となりますので、16種目で最大112名となります。

それでは、1の改正の趣旨を御覧ください。この度の改正は、教科用図書の採択に係る手続の適正を確保するため、他の教科と比較して種目が多い中学校社会の選定委員会の委員を増員するなど、所要の規定の整備を行うものです。

2の改正の内容を御覧ください。大きく2点ございます。

1点目は、選定委員会の委員です。(1)のアですが、委員の委嘱をこれまで保護者代表又は学識経験者としておりましたが、保護者代表及び学識経験者としします。

また、イを御覧ください。教科用図書の種目が4種目ある中学校社会については、他の教科と比較して種目が多いため、選定委員を2名にします。2名で担当種目を分担することで、より集中して選定に取り組めるようにするため、中学校教育研究会社会部会を代表する校長だけでなく、中学校教育研究会社会部会に属する校長を選定委員会の委員として増員します。

これらを踏まえ、第5条第2項の規定の整備を行います。

2点目は、調査・研究委員会の委員の削減です。小中一貫教育の推進に資する取組として、中学校の調査・研究委員会は、これまで小学校からの委員1名を含む8名で組織していましたが、小中一貫教育に関する教職員の意識啓発が十分に図られていることから、小学校の委員を除く7名にします。

これらを踏まえ、第9条の規定の整備を行います。

3の施行期日は、令達の日でございます。

今申しました改正内容を、1ページに、改正前、改正後として表で示しておりますので御覧いただければと思います。

説明は、以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第3の教議第19号「呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 　丁寧の説明していただいて、とても分かりやすかったです。次回からも今日のように詳しく説明していただけると分かりやすいと思います。

1つ質問ですが、調査・研究委員会の構成にあります、社会部会の4種目というのは、社会の地理的分野、歴史的分野、公民的分野と地図の4種目ということでしょうか。

安 部 課 長 　そのとおりです。

教 育 長 　ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 　御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第10号 新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について

教 育 長 次に、日程第4の報告第10号「新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安倍参事補 それでは、報告第10号「新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について」御説明いたします。

資料の5ページをお開きください。

1の広島県内の状況を御説明します。4月16日、国が緊急事態宣言の対象を全都道府県に拡大したことを受け、同月18日、広島県知事が、新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等を宣言しました。

緊急事態措置は4月18日から5月6日までを対象期間としております。ただし、事業者の休業要請の開始期間は、準備期間が考慮され、4月22日からとなっております。

次に、2の呉市の状況を御説明します。

4月18日、呉市において新型コロナウイルス感染症患者が初めて確認されました。

感染者の発生を受けて、翌19日、呉市長がメッセージを、22日には、呉市教育委員会教育長がメッセージを発信しております。

メッセージの内容については、参考資料を添付しておりますので、後ほど御説明いたします。

次に、3の呉市立学校臨時休業の動きを御説明します。(1)の期間は、4月14日開催の臨時教育委員会会議の議決を受け、4月17日から5月6日までの20日間としております。

次に、(2)の登校日の中止について御説明します。4月17日からの臨時休業に入った時点では、休業期間中、小・中学校の各学年に1回程度の登校日を計画しておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことを受け、感染拡大防止を図るため、登校日を全て中止としたものです。

次に、(3)の一人で過ごすことができない児童生徒への対応ですが、特別支援学級に在籍している児童生徒で、預かり先がない場合や、やむを得ない理由により、日中の居場所の確保が難しいといった場合などは、学校に登校させ、感染防止策を徹底しながら学校で過ごさせております。

受入れ状況の表を御覧ください。

4月17日は小学校で801名、20日には小学校で684名の児童が登校しており、これは小学校全体の児童数の6～7%に当たります。21日は小学校で616名、中学校で3名、22日は小学校で539名、中学校で2名の児童生徒が登校しております。

なお、表の記載はございませんが、昨日23日は小学校で550名、中学校で3名、本日24日は小学校で534名、中学校で2名となっております。

続いて、資料の6ページをお開きください。

4の呉市内放課後児童会、保育所等の動きを御説明します。

この度の臨時休業期間中も、子育て支援課の協力を得て、放課後児童会を開設していただいております。ただし、開設開始時間は、朝からのところもあれば午後2

時からというところもあり、児童会によって異なります。

子育て支援課が、市内の放課後児童会の利用自粛の依頼をしたことから、17日には、通常の利用者の4割程度が利用していたところ、20日には、3割程度の利用となっております。

なお、併せて、保育所にも登園の自粛依頼がなされており、公立の保育所では、4月22日現在、5割弱の児童が登園している状況です。

次に、5のその他の事項を御説明します。

まず、児童生徒定期健康診断の延期についてです。児童生徒の定期健康診断は、学校保健安全法により、毎学年6月30日までに実施することとなっておりますが、感染の拡大を受け、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できない場合は、今年度末日までに実施してよい旨の通知が文部科学省からありました。このことより、呉市医師会や呉市歯科医師会等と連携し、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、医師や歯科医の問診を必要とする児童生徒の定期健康診断については、当面の間延期することとしました。心臓検診・尿検査については、学校再開後に実施する予定です。

今後の実施については、新型コロナウイルス感染症の動向を注視し、関係機関と連携しながら、適切な時期に実施したいと考えております。

次に、国からのマスクの支給でございます。

児童生徒及び教職員に対して、1人当たり2枚の布マスクが配布されることとなりました。

配布時期は、4月に1枚、5月以降に1枚の予定となっております。

次に、教職員の分散勤務についてでございます。

感染防止対策として、4月20日から、全ての市立小学校、中学校、呉高等学校で教職員の分散勤務を実施しております。

分散勤務とは、教職員を複数の班に分け、勤務する時間帯や曜日をずらして勤務することです。職員同士の接触機会を減らし、職員への感染リスクを抑えると同時に、学校運営を維持するために、実施するものです。

学校によっては、在宅勤務や時差出勤も併用しています。

次に、参考資料の御説明をします。

資料の7ページをお開きください。

まず、参考資料1の広島県が策定した緊急事態措置等でございます。

緊急事態措置の基本的な考え方として、(1)にありますように、人と人との接触を8割削減することを目標としております。(2)は事業者に対する要請です。カラオケボックスやネットカフェなど特定施設に対する休業要請、休業をしない事業所における出勤者の5割削減の目標、複数の者が参加し、密集状態が発生するイベント等の自粛、他の都道府県からの人の往来を厳に避ける事等が要請されました。(3)は、県民に対する外出、他地域との往来の自粛要請です。

資料の8ページをお開きください。

3にありますように、施設の使用制限や催物の開催の停止の協力要請がなされております。

4の徹底した外出の自粛の要請、5の適切な感染防止に向けた対策は、4月18日から5月6日までが対象期間となっております。

次に、10ページの参考資料2をお開きください。

先程御説明しましたように、呉市初の感染者患者確認を受け、呉市長メッセージが発信されております。

11ページは、広島県の緊急事態宣言による県民への5つのお願いです。

続いて、12ページの参考資料3をお開きください。こちらは、呉市教育長が、児童へ向けたメッセージです。13ページが生徒へ向けたメッセージ、14ページが保護者へ向けたメッセージです。いずれも、現在、呉市のホームページに掲載しております。

報道等でも御承知のように、新型コロナウイルス感染症に係る状況は、日々刻々と変化しております。

引き続き、保健所や専門家の意見を参考にしながら、適切な時期に、適切な対応をしてみたいと考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の報告第10号「新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 臨時休業中、児童生徒の問題行動等が増える可能性もあるのではないかと思うのですが、家庭での過ごし方について、学校はどのように把握するのですか。

棚 田 課 長 気になる児童生徒については、必要に応じて電話連絡や家庭訪問等を行うように、学校へ通知をしております。また、場合によっては、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーも活用するように伝えております。

安 部 課 長 生活計画表のようなものを持たせている学校もあります。勉強面だけではなく、生活リズムなどが崩れないように留意して臨時休業に入ったと考えております。

船 尾 委 員 市長や教育長のメッセージを読むと、とても分かりやすい言葉で書いてあるので、より多くの人に読んでいただきたいのですが、一般の市民に入ってくる情報のほとんどがインターネットやマスコミの情報で、肝心の呉市の提案やメッセージを見落としてしまう可能性があると考えております。

学校から配布されるため、児童生徒や保護者はメッセージを見る機会があると思いますが、それ以外の地域の方々等も読めるように地域の回覧等を使うなど、情報発信の方法について検討していただきたいと思います。これは要望です。

1点質問ですが、先程の説明の中に、公立の保育所に対して登園の自粛依頼をしているということでしたが、呉市の幼稚園や保育所の大半が私立だと思えます。私立の幼稚園や保育所には、こういった連携や要請が可能なのでしょうか。

山 本 副 部 長 今朝、担当部署の福祉保健部に確認したところ、私立についても約5割程度自粛していただいているようです。保育料について、自粛していただいた方には日割計算で還付していきます。教育委員会から、私立の幼稚園や保育所に自粛を強制することは難しいので、お願いをして、自粛に向けて御協力いただいている形になります。

船 尾 委 員 私立幼稚園や保育所についても、5割程度自粛をしていただけているということでしたので、呉市の要請をよく理解してもらって協力してもらっていることが分かりました。今後も私立施設との連携を強めて、呉市全体として緊急事態に対応していけるように取り組んでいってください。

山 本 副 部 長 福祉保健部と連携を取りながら、感染拡大防止に向けて取り組んでいきたいと思えます。

- 小 谷 委 員 登校日がなくなったことによって、臨時休業に入る前に子どもたちに渡した課題の取組状況の把握ができるのか、心配に思います。各家庭に任せたのでは、個々で差が生じてしまうのを懸念しています。また、今回の休業が長引く可能性もあり得るので、課題への取組状況の把握については、先生方にもよく考えていただきたいです。
- 安 部 課 長 現時点では、子どもたちも学校も、5月7日に学校に来て課題を提出するように考えていると思いますが、休業が長引くことも視野に入れつつ、学校と連携し、保護者の理解を得ながら、家庭を訪問したり、分散して持参させるなど、課題を回収する方法について検討していきたいと思います。もちろんその際には、マスクを着用するなど感染の予防を徹底して実施します。
- 船 尾 委 員 これまでの会議において、今年度、また来年度に向けた学校施設の建設計画の報告を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、工事の停滞や遅れが生じることも考えられるのでしょうか。
- 森 川 課 長 今日の新聞に、リース会社が新型コロナウイルス感染症の影響で休業するという記事がありましたが、呉市内の一般的な建設業者は通常どおり建設工事等を行っておりますので、現段階では影響はないと考えております。
- 佐々木委員 これだけ休業が長くなると、外出できないことによるストレスも蓄積されてくると思います。1点目は、気楽に相談できる相談窓口等の設置の検討と、2点目は、具体的なストレス発散の方法について、呉市から発信していくようお願いしていただきたいです。
- 教 育 長 要望ということによろしいですか。
- 佐々木委員 はい。
- 教 育 長 ほかに御発言はありませんか。
- (なしの声)
- 教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第11号 寄附受納について

- 教 育 長 次に、日程第5の報告第11号「寄附受納について」を議題とします。
事務局の説明を求めます
- 多 田 課 長 それでは、報告第11号「寄附受納について」御説明いたしますので、資料の15ページを御覧ください。
- 本件は、呉市立美術館の美術品として、2点の絵画の寄附申込みをいただいたものでございまして、去る2月18日開催の呉市美術品等収集委員会において審議をいただき、寄附受納が適正と判断されたため、これを受納したものでございます。
- 寄附作品でございますが、益井三重子の日本画2点でございます。資料の16ページに寄附作品の写真を付けておりますので、併せて御覧いただければと思います。
- まず、寄附作品1のレースのひとは、寄附者である小綿様をモデルに描かれた肖像画です。1973年に制作された作品で、評価額は150万円でございます。
- 次に、寄附作品2の山影は、於保様からの寄附でございまして、人物画を中心に創作活動を行った益井三重子には珍しい希少な風景画の作品です。制作は1970年代前半と推定しており、評価額は80万円でございます。
- なお、本2点の作者である益井三重子は呉市出身の画家で、院展で入選を重ねる

など活躍された呉市ゆかりの作家でございます。呉市立美術館でも12点の作品を収蔵し、展示も行っておりますが、寄附者お二人からは、ゆかりの美術館に寄附したいとの申出があったものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第5の報告第11号「寄附受納について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

傍聴者の方は誠に申し訳ありませんが御退室ください。

報告第12号 令和4年度以降の成人式の開催について

教 育 長 　次に、日程第6の報告第12号「令和4年度以降の成人式の開催について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

多 田 課 長 　それでは、報告第12号「令和4年度以降の成人式の開催について」説明させていただきます。

資料の17ページを御覧ください。

民法の一部改正により、令和4年4月から民法の定める成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。

この法改正に伴い、これまで対象年齢等、成人式の在り方を検討してまいりましたが、令和4年度以降の成人式の開催方針をとりまとめましたので、報告させていただくものでございます。

1の開催方針（案）にございますように、令和4年度以降の呉市の成人式は、名称を「はたちの集い」とし、対象者はこれまでどおり、20歳の方を対象に開催させていただきます。

なお、開催方法、開催時期につきましては、従前どおりとさせていただく予定でございます。

2の開催方針の考え方でございますが、民法改正に伴い、成人式は18歳で行うべきという考え方もございますが、今年1月に呉市の新成人及び実施団体に対して行ったアンケート結果においては、4の(1)に結果を記載させていただいていますが、20歳での開催を望む声が多数を占めており、また、受験や就職時期等と重なる18歳での開催は、参加者等の負担も大きくなることから、これまで同様、20歳開催としていきたいと考えているところでございます。

3の今後の予定でございますが、今後、各地区の実施団体等へ説明を行った後、ホームページ、市政だよりによる広報を行い、できるだけ早い段階で、市民、対象者の皆様等への周知を図っていきたいと考えております。

また、参考までに、4の(2)に他都市の状況を記載させていただいております。まだ検討中の自治体が多いのが現状でございますが、中核市・県内市町とも方針決定している自治体は全て20歳開催としているところでございまして、全国的な傾向といたしましても、20歳で開催する自治体が多くなっているのが現状でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第6の報告第12号「令和4年度以降の成人式の開催について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。以上で定例会を閉会します。

（16：08）

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 船 尾 慎)

(委 員 佐々木 元)

(令和2年4月24日定例会)